

第4章

地区の復興まちづくり

■地区の復興まちづくりとは

地区の復興まちづくりとは、地区別復興手法（P56）に基づき、第二次建築制限区域（現在位置による復興）または災害危険区域（移転による復興）内での具体的な復興に向けた取組である。

地区の復興まちづくりを進めるため、県では、都市復興基本計画（骨子案）をベースとして「都市復興基本計画」を策定し、被災市町村が主体となって策定する「地区の復興まちづくり計画」を支援する。また、市町村では、復興計画の根幹をなすまちづくり計画が円滑に策定されるよう、被災住民と合意形成を図りながら、「地区の復興まちづくり計画」を策定する。

「都市復興基本計画」及び「地区の復興まちづくり計画」は、県及び市町村が策定する「復興計画」の一部を構成するものとなる。

市町村は、「地区の復興まちづくり計画」の策定と並行して、地区毎に住民の意向を尊重した具体的な復興事業の検討を進め、発災後6ヶ月以内を目途に、復興都市計画事業の都市計画決定等を行う。

大規模災害からの復興に関する法律（平成25年6月21日公布）は、東日本大震災の教訓と課題を踏まえ、今後発生が懸念される大規模災害に備えて、政府の復興対策本部や復興基本方針、都道府県復興方針や市町村の復興計画等について、あらかじめ法制化を図るものである。本法では、復興計画に記載する復興整備事業についての許認可等の一括処理等の特例を設けており、地方公共団体の事務負担の軽減にも寄与するものとなっている。（P91 参照）

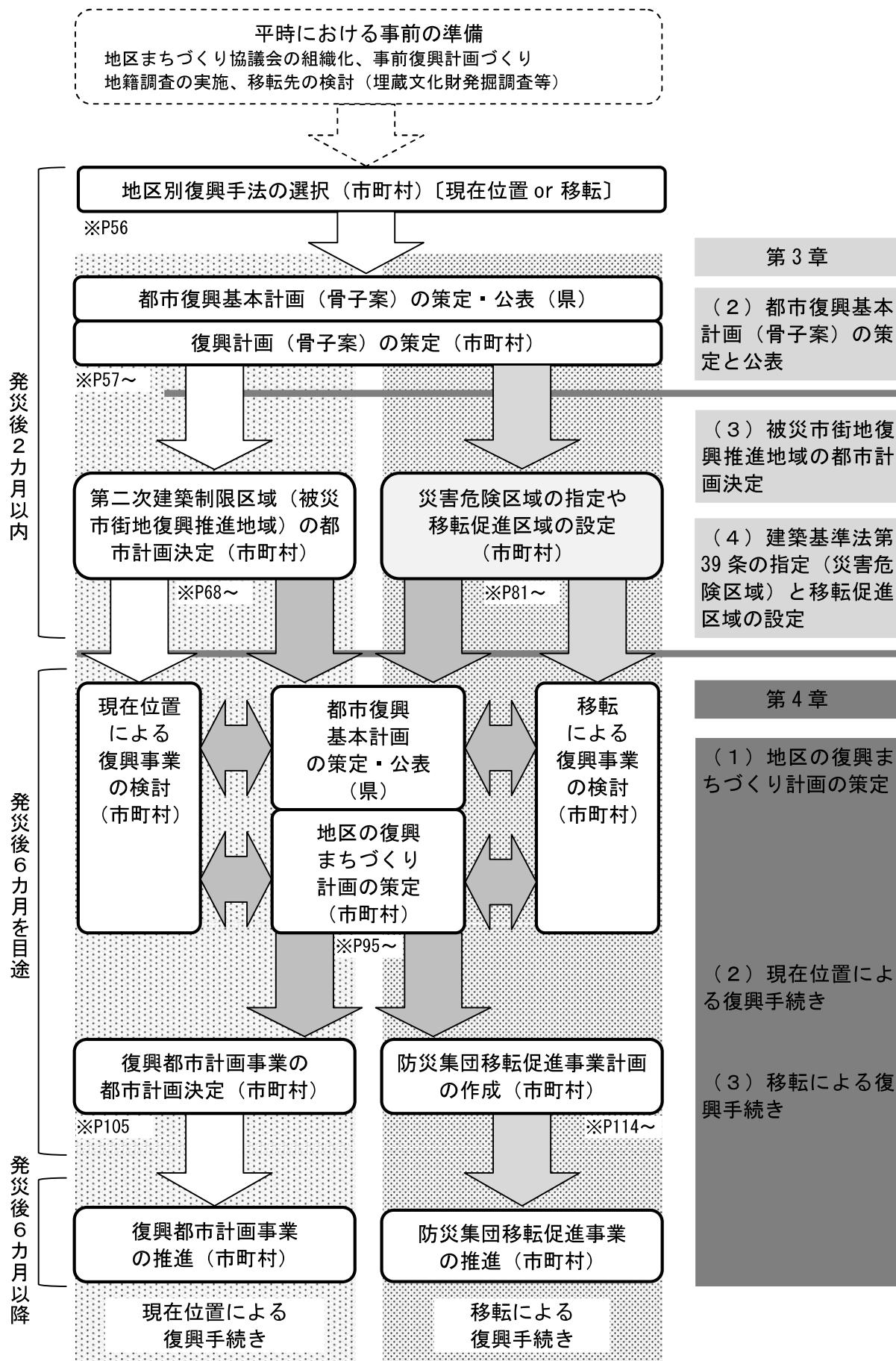
大規模災害からの復興に関する法律 (目的)

第一条 この法律は、大規模な災害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、その基本理念、政府による復興対策本部の設置及び復興基本方針の策定並びに復興のための特別の措置について定めることにより、大規模な災害からの復興に向けた取組の推進を図り、もって住民が安心して豊かな生活を営むことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

更に、都道府県（全国知事会）は、現場の実態に即した実効性のある制度・運用を求め、災害対策法等の見直しを求めている。（P92 参照）

市町村は、地区毎の復興まちづくりの検討や実施を行う際には、このような災害対策法等の見直しの動向や復興財源に関する手続きを含めた措置（P93 参照：東日本大震災の場合）等、復興全体の流れを常に意識する必要がある。

【現在位置または移転による復興の事業推進でのフロー】



【大規模災害からの復興に関する法律の創設と災害対策基本法の改正】

大規模災害からの復興に関する法律の概要

平成25年6月21日公布

背景

東日本大震災の教訓と課題を踏まえた復興の枠組みの創設

東日本大震災を踏まえた法制上の課題のうち、緊急を要するものについて措置した昨年6月の災害対策基本法の改正法の附則及び附帯決議で、引き続き検討すべきとされた復興の枠組みについて、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告（同年7月）も踏まえ、あらかじめ法的に用意するもの。

法律の概要

1 復興に関する組織等

- 復興対策本部の設置
内閣総理大臣は、大規模災害が発生した場合において、復興を推進するために特別の必要があると認めるときは、内閣府に復興対策本部を設置することができるものとすること。
- 復興基本方針の策定
政府は、当該災害からの復興のための施策に関する基本的な方針を定めるものとすること。

2 復興計画の作成等

- 大規模災害を受けた市町村が、土地利用の再編などによる円滑かつ迅速な復興を図るため、政府の復興基本方針等に即して、復興計画を作成できるものとすること。
- 大規模災害を受けた都道府県が、復興基本方針に即して、都道府県復興方針を定めることができるものとすること。

3 復興計画等における特別の措置

- 復興計画に関する協議会を設けて、そこで協議等を通じて復興計画を公表することで、土地利用基本計画の変更等をワンストップで処理できるものとすること。
- 復興計画に記載された復興整備事業について、許認可等を緩和する特例を設けること。
- 復興の拠点となる市街地を整備するため一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画を設けること。
- 大規模災害を受けた市町村等からの要請により都道府県等が都市計画の決定等を代行できるものとすること。等

4 災害復旧事業に係る工事の国等による代行

- 大規模災害による被害を受けた地方公共団体を補完するため要請に基づいて、漁港、道路、海岸保全施設、河川等の災害復旧事業について国等が代行できるものとすること。

5 その他

- 国は、大規模災害が発生した場合、特別の必要があると認めるときは、別に法律で定めるところにより、復興のための財政上の措置等を速やかに講ずるものとすること。等

「第1弾」災害対策基本法の改正の概要

参考

平成24年6月27日公布・施行

概要

1 大規模広域な災害に対する即応力の強化

- 災害発生時における積極的な情報の収集・伝達・共有を強化
- 地方公共団体間の応援業務等について、都道府県・国による調整規定を拡充・新設
- 地方公共団体間の応援の対象となる業務を、消防・救命・救難等の緊急性の高い応急措置から、避難所運営支援等の応急対策一般に拡大
- 地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備えの強化

2 大規模広域な災害時における被災者対応の改善

- 都道府県・国が要請等を待たず自らの判断で物資等を供給できることなど、救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みを創設
- 市町村・都道府県の区域を越える被災住民の受け入れ（広域避難）に関する調整規定を創設

3 教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上

- 住民の責務として災害教訓の伝承を明記
- 各防災機関において防災教育を行うことを努力義務化する旨を規定
- 地域防災計画に多様な意見を反映できるよう、地方防災会議の委員として、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を追加

残された課題
(第1弾改正時にお示したもの)

- 自然災害による国家的な緊急事態への対処のあり方
- 避難の概念の明確化
- 被災者支援の充実
- 減災等の理念の明確化と多様な主体による防災意識の向上
- 復興の枠組みの整備
- その他災害対策法制全体の見直し

附則

政府は、東日本大震災から得られた教訓を今後に生かすため、東日本大震災に対してとられた措置の実施の状況を引き続き検証し、防災上の配慮を要する者に係る個人情報の取扱いの在り方、災害からの復興の枠組み等を含め、防災に関する制度の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、その結果に基づいて、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

[出典：内閣府HP] 大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）

http://www.bousai.go.jp/taisaku/minaoshi/fukkou_01.html

91

【都道府県による災害対策等の見直しに向けた取組】

平成25年7月8日、9日に開催された「全国知事会議」において、以下の報告が行われた。

災害対策法制等の見直しに向けた取組について

報告2

危機管理・防災特別委員会
委員長 新潟県知事 泉田 裕彦

見直しの理由

東日本大震災から得られた教訓を生かし、大規模広域災害に備えるため、中央防災会議「防災対策推進検討会議」（H23.10月設置）の報告等を踏まえて法改正が行われたもの。



第1弾（H24年6月）

緊急を要するものについて、第1弾として災害対策基本法を改正

- 自治体間の応援業務や広域避難について、国・都道府県による調整規定を新設
- 要請等を待たずに、国等が自らの判断で物資等を供給できる仕組みを創設
- 「災害教訓の伝承」を住民の責務として明記
- 防災教育の努力義務化

第2弾（H25年6月）

災害対策基本法の改正

- 災害応急対応の国による代行規定の新設
- 広域避難の協議を国が代行
- 要援護者名簿の作成の義務化
- 罹災証明書の速やかな交付の義務化
- 各種規制の一部適用除外

大規模災害からの復興に関する法律の制定

- 復興本部や基本方針に係る規定の新設
 - 復興計画事業等に係る許認可の特例
 - 災害復旧事業に係る国等による代行
- ※恒久法により、迅速な復興を目指す。

上記の間、防災担当大臣に対して、機会を捉え全国知事会としての要望等を申し入れ



残された主な課題

○大規模・広域・複合災害（原子力複合災害を含む）への対策強化

（南海トラフ巨大地震、首都直下地震及び富士山噴火など、想定される巨大災害も見据えた対応）

○包括的な適用除外措置

○災害対応に係る専属組織の創設

○災害救助法の見直し（国への直接請求、期間・用途制限の撤廃 等）

○復興に係る基本的な枠組みの創設（復興の理念、復興財源 等）

○既存会計制度の緩和

東日本大震災の教訓等を踏まえ、想定される巨大災害等に備えるため、現場の実態に即した実効性のある制度・運用を求め、今後も各都道府県の意見を集約し、第3弾の見直しを行うよう、政府等に対して要望する。

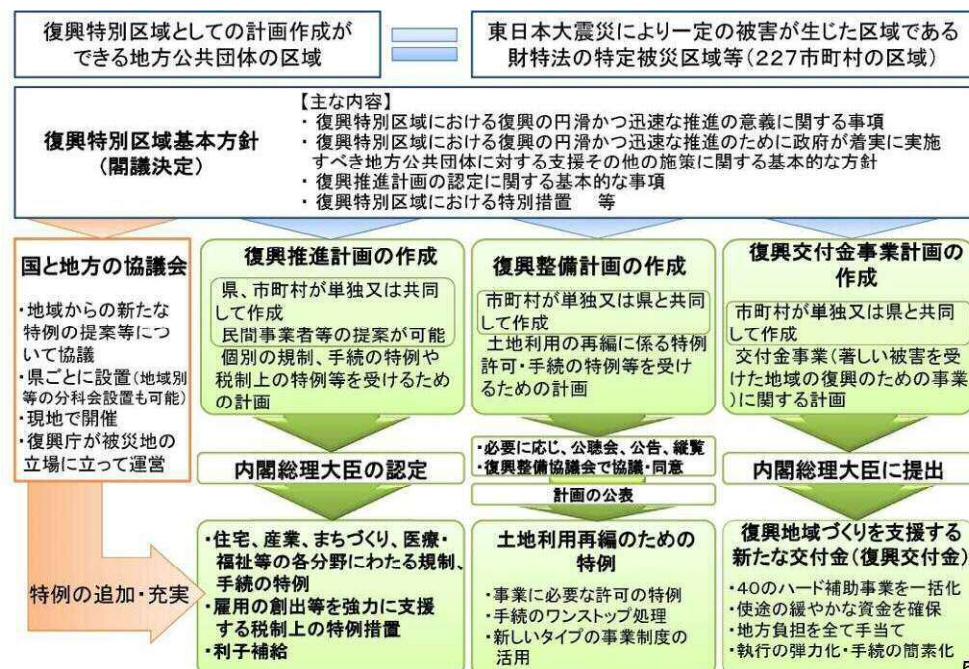
出典： 全国知事会議（H25.7.8～9） 報告2「災害対策等の見直しに向けた取組について」

【東日本大震災での特例措置を受けるための3つの計画（1/2）】

○東日本大震災復興特別区域法の枠組み

被災の状況や復旧・復興の状況は、地域毎に異なる。また、復興にあたって中核となる産業等、復興に向けた方向性も様々である。そこで、地方公共団体が地域の状況や特性を踏まえて自ら作成したオーダーメードのメニューに基づき、地域限定で思い切った特例措置を実現し、復興を加速する仕組みが、「復興特区制度」である。

特例を受けるためには、特例の種類によって「復興推進計画」「復興整備計画」「復興交付金事業計画」を作成する。



出典：復興庁「東日本大震災復興特別区域法資料 2015年4月」

○復興整備計画

復興整備計画は、復興に向けたまちづくり・地域づくりに必要となる市街地の整備や農業生産基盤の整備等のための各種事業を記載することができる計画である。復興整備計画に記載される復興整備事業には、その円滑・迅速な実施をサポートするための各種の特例措置（手続の一元化、許可基準の緩和、事業制度の創設・拡充等）が適用される。

復興整備事業は、復興に向けたまちづくり・地域づくりのための事業であり、地域の住民の方々の意向を反映しながら、構想から実施に至るプロセスを順次進めていくことが重要である。

このため、復興整備計画は、復興整備事業の事業プロセスの成熟度に応じて、隨時、適用しようとする特例措置に応じた手続きを経て記載事項を追加できることとしており、必要な特例措置を柔軟に組み合わせて適用することで、復興整備事業の円滑・迅速な実施につなげていくことをその狙いとしている。

【東日本大震災での特例措置を受けるための3つの計画（2/2）】

○復興整備計画に基づく事業の実施

<p>事業に必要な許可の基準の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の土地利用規制にかかわらず、事業の実施を可能に <ul style="list-style-type: none"> 開発許可の立地基準（市街地のスプロール防止を目的とした開発規制の基準）の不要化 農地転用の許可基準の弾力化（農用地区域内の農地であっても復興のため必要かつ適当であり、被災地の農業の健全な発展に支障がない場合は転用可能）等 <p>上記のほか、</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画、農用地利用計画等の決定・変更手続をワンストップで処理可能とする 一住民等との調整手続（公告・縦覧、意見書の提出等）、協議会での協議等を経て、都市計画、農用地利用計画等の決定・変更の内容を復興整備計画に書き込めば、通常の決定・変更と同等の効果を付与 	<p>事業に必要な許可手続のワンストップ処理</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画法の開発許可、農地法の農地転用の許可、森林法の開発許可等、事業に必要となる複数の許可手続を一括して処理 <ul style="list-style-type: none"> 協議会（県・市町村等で構成）での協議等を経た場合には、当該事業に必要となる許可があったものとして扱う
<p>被災地の実態に即した事業手法の整備</p>	
<p>住宅地と農地を一体的に交換・整備する事業の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅地等を集約するための地区を指定し、基盤整備を実施 農地エリアでは農業基盤の整備を実施 <p>【安全なエリアに住宅を移転】 【土地利用を再編】 【被災前】 【事業実施後】</p> <p>拠点市街地の整備事業の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅・業務・公益等の諸機能を一体的に備えた市街地を全面買収方式で整備 <p>※津波防災地域づくり法で沿岸 住宅・公益系 集合住宅 業務系 商店 工場 加工施設 医療・福祉施設 道路橋 港湾エリア</p> <p>土地区画整理事業の区域要件の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> 復興に必要な地域では、市街化調整区域内でも地方公共団体が土地区画整理事業を実施可能とする <p>土地改良事業の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地改良区等の申請によらず、県の発意で、区画形質の変更、農用地造成等を行うことができる <p>防災集団移転促進事業の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅用地のみならず、医療施設等の公益的施設の用地の取得造成についても国費負担 <p>住宅地区改良事業の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> 震災により損壊した住宅を含むエリアにおいても、住宅地区改良事業を実施可能とする <p>事業の迅速・円滑な実施のための措置</p> <p>環境影響評価手続の簡略化</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常の環境影響評価に代えて、特例的な簡易アセス手続を導入 <p>建築行為等の届出・勧告</p> <ul style="list-style-type: none"> 復興整備事業の実施区域における建築行為等について、届出・勧告の対象とする <p>都市再生機構（UR）の受託業務の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村による復興整備事業の実施を、URが積極的に支援 <p>測量等のための土地への立入り等</p> <ul style="list-style-type: none"> 復興整備事業の実施に際し、所有者が所在不明の土地であっても、立入り、障害物の除去、土地の試掘等を可能とする <p>筆界特定の申請の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> 所有者が所在不明の土地であっても、復興整備事業の施行者が、所有者に代わって筆界特定の申請を行えることとする <p>地籍調査の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が地籍調査を行うことが困難な場合、国土交通省が代行できることとする 	

[出典：国土交通省HP] 復興を速やかに実現するための復興整備計画制度

<http://www.mlit.go.jp/common/000172671.pdf>

○復興交付金事業計画

復興交付金事業計画は、東日本大震災により著しい被害を受けた地域において、災害復旧だけでは対応が困難な市街地の再生等の復興地域づくりを、一つの事業計画の提出により一括で支援するものである。復興地域づくりに必要な事業の幅広い一括化、自由度の高い効果促進事業、全ての地方負担への手当て、基金による執行の弾力化等、既存の交付金等を超えた極めて柔軟な制度である。

基幹事業：

- 被災自治体の復興地域づくりに必要なハード事業を幅広く一括化
 - (5省40事業)

効果促進事業等（関連事業）：

- 基幹事業に関連して自主的かつ主体的に実施する事業
- 使途の自由度の高い資金により、ハード・ソフト事業ニーズに対応

(1) 地区の復興まちづくり計画の策定

①復興に向けた計画策定の考え方

復興全体に関するマスター・プランである復興計画に沿って、県は都市復興に関するマスター・プランとしての役割を果たす「都市復興基本計画」、市町村は地区における生活や産業基盤等の計画としての「地区の復興まちづくり計画」を策定する。

県（都市計画課）が策定する都市復興基本計画は、広域的な観点からの都市復興を迅速に進めるために必要となる事項を中心に示す。なお、都市復興基本計画は、高知県震災復興計画の一部を構成するものである。

市町村が策定する地区の復興まちづくり計画は、地区内での事業実施のための事業計画や法定手続きを迅速に進めるために必要となる事項を中心示す。なお、地区の復興まちづくり計画は、市町村の復興計画の一部を構成するものであり、大規模災害からの復興に関する法律第10条に基づく復興計画で記載した復興整備事業（P63 参照）の実現に向けた計画である。

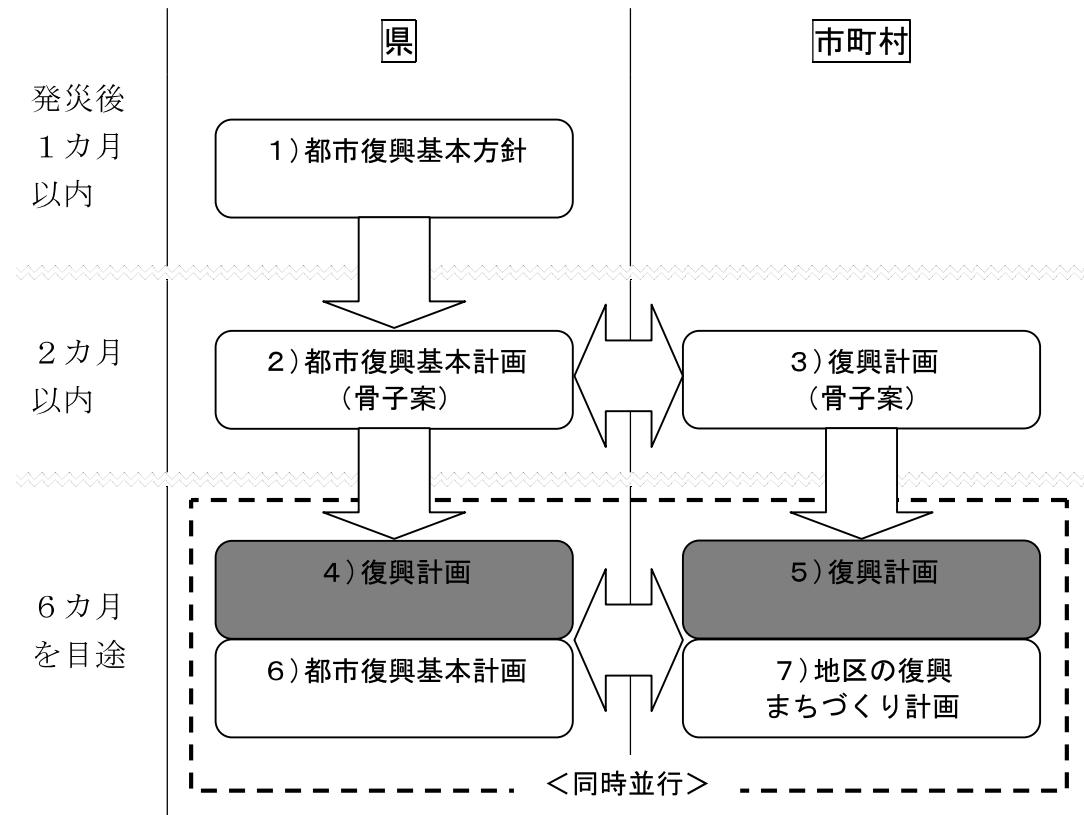
策定にあたっては、県及び市町村に設けられる震災復興を所管する組織と連絡調整を図りながら進めるものとする。

県（都市計画課）は、原案を都市計画関係各課で構成する「高知県復興都市計画連絡調整会議」に諮り、都市復興基本計画を策定・公表する。

都市復興基本計画の策定・公表（県）、地区の復興まちづくり計画の策定（市町村）は、発災後6カ月を目途としている。なお、こうした取組は、被災住民等との合意形成を前提としており、被害が甚大かつ広範囲に渡る場合等、合意形成が困難な場合は、6カ月を超過することもやむを得ないものとする。なお、東日本大震災で被災した都市における復興計画は発災後9カ月以内に全体の約8割の都市で策定済みとなっている。（P65 参照）

こうしたことから、震災後の迅速かつ円滑な復興に向け、市町村は前もって市町村の実状、組織、被害想定に応じた事前復興計画等の「事前の準備」に努めるものとする。県は、都市の復興（都市計画）担当者会議や模擬訓練を通じて市町村にマニュアル策定を要請、支援していく。

特に、津波等によって移転が必要となると懸念される地区の復興については、住民が「被災前の生活を取り戻した」と実感できるためには、どのようななかたちで都市や集落の再生を目指すのか、その目標を地域毎に共有し、合意形成を図ることが最も重要であることを意識する必要がある。



名称	区分等	役割
1) 都市復興基本方針	県 ※P33	被災した住民が抱く復興に対する不安を解消し、被災地域の円滑かつ迅速な都市の復興 【同時期に県は第一次建築制限区域を指定】
2) 都市復興基本計画 (骨子案)	県 ※P60	市町村の復興計画の策定等を円滑にし、被災地の迅速な復興の推進 【同時期に市町村は第二次建築制限区域の都市計画決定】
3) 復興計画 (骨子案)	市町村 ※P63	建築制限に併せた都市の復興の目標、土地利用に関する基本方針等の明示 【同時期に市町村は第二次建築制限区域の都市計画決定】
4) 復興計画	県 ※P57	復興全体に関するマスタープラン
5) 復興計画	市町村	復興全体に関するマスタープラン
6) 都市復興基本計画	県 ※P98	都市復興に関するマスタープラン 【同時期に復興都市計画事業の都市計画決定】
7) 地区の復興 まちづくり計画	市町村 ※P103	地区における生活や産業基盤等の復興計画 【同時期に復興都市計画事業の都市計画決定】

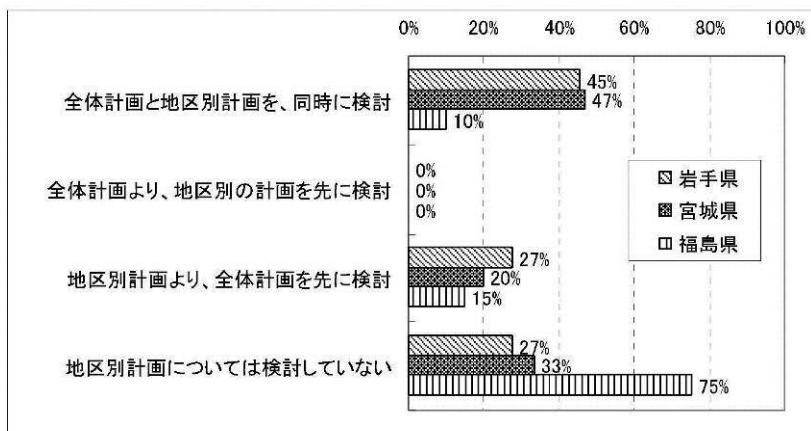
図4-1 基本方針や基本計画等の関係

【東日本大震災における復興計画策定の取組事例 その1】

策定手順については、岩手県や宮城県では、約半数の団体が「全体計画と地区別計画を、同時に検討」と回答している。福島県では、原発事故に関する影響で「地区別計画については検討していない」が多くなっていると考えられる。なお、地区別計画を先に検討した団体はない。

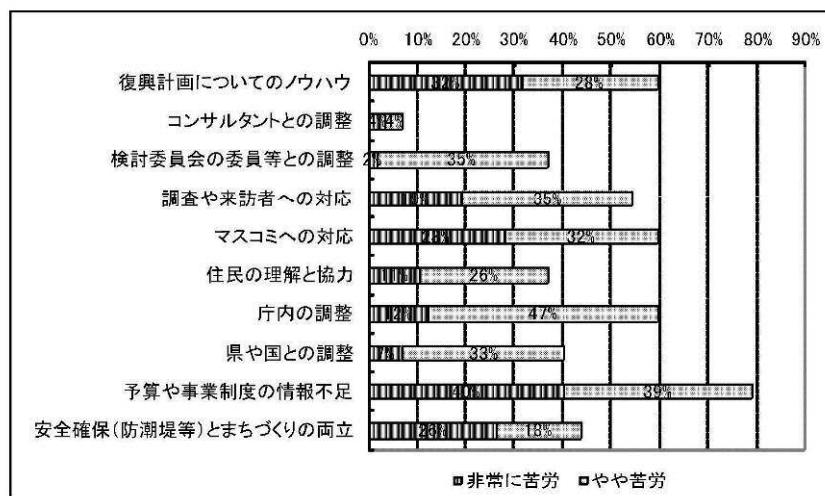
復興計画の策定作業で苦労した点については、「予算や事業制度の情報不足」を約8割の団体が「非常に苦労」「やや苦労」として挙げている。次いで、「復興計画についてのノウハウ」「マスコミへの対応」「庁内の調整」「調査や来訪者への対応」が苦労した点として、半数以上の団体が挙げている。また、「安全確保とまちづくりの両立」も約26%の団体が「非常に苦労」と回答している。

図表 19 全体計画と地区別計画との策定手順（県別、単一回答）



図表 49 復興計画の策定作業で苦労した点

(対象市町村=57、各項目について5段階評価)



出典： 内閣府「東日本大震災における被災地方公共団体の復興計画の分析調査報告書（H24.3）」

②高知県都市復興基本計画の策定

県は、発災後6カ月を目途として、各市町村が策定する地区の復興まちづくり計画と広域的な観点での調整を図り、「都市の復興」に関するマスタープランとなる都市復興基本計画を策定する。

県（都市計画課）が策定する都市復興基本計画は、「都市の復興」に関するマスタープラン（高知県都市復興マスタープラン）として、都市復興基本計画（骨子案）を基本に策定する。

県（都市計画課）は、都市復興基本計画（骨子案）（P59 参照）の公表後、各市町村が策定する地区の復興まちづくり計画と広域的な観点での調整を図り、地区における被災住民との合意形成を支援しながら、土木部関係各課と調整のうえ、速やかに県民に公表する。

なお、発災後6カ月以内を目途に公表することになるため、県震災復興計画を策定する関係各課（生活、住宅、産業等）との公表時期の調査が必要となる。

また、公表にあたっては、ホームページへの掲載及び各自治体の広報紙の他、記者発表等の広報活動、避難所等への資料配布、掲示を行うことにより、県民の理解が得やすい形での周知となるよう努めること。

【高知県都市復興基本計画の構成（案）】

発災後6カ月を目指す

平成〇年〇月〇日

高知県都市復興基本計画

- 1 復興の理念、目標
- 2 土地利用の方針（人口の現状及び将来見通しを含む）
- 3 都市基盤施設の整備方針
- 4 被災地域の整備方針
- 5 復興施策のスケジュール

高知県都市復興基本計画（骨子案）
(P60～62 参照)を基本に策定

③地区における被災住民との協働の取組

市町村は、復興全般に関わる事項には主導的な役割を担い、地区の復興に関する事項には被災住民を支援するなど、行政と住民の立場と役割を踏まえ、同じ目標に向けた主体的な取組が行われるように努める。

復興のための合意形成については、建築制限等、限られた期間内での対応となること、被災後の混乱等により住民の所在把握が困難となることなど課題は多い。このため、市町村は、円滑な復興事業の推進に向けて、平時から住民による地区まちづくり協議会の組織化等の必要な取組を行う。

復興都市計画事業の都市計画決定にあたっては、地区の復興まちづくり計画の検討の進捗に応じて、節毎に情報を提供し、段階的なプロセスを踏みながら、被災住民の理解と協力を求めることが重要である。

被災後は居住者や地権者が一時転出することなどが想定され、平時に比べて合意形成が難しい状況にある。しかし、一刻も早い復興のためには、効率よく議論を深め、まちの進むべき方向を共有すること（合意形成）が必要となってくる。

また、被災住民の意向は変化するため、継続的に意向を記録するとともに、意向が不確定な被災住民の存在にも留意することが必要である。このことから、きめ細かな情報提供と個別面談、まちづくり計画の随時変更など、被災住民の意向に合せた柔軟な対応を実施することが望ましい。

被災市街地復興特別措置法第4条等の法制度、東日本大震災における教訓を踏まえた復興まちづくりの合意形成の進め方を次頁以降に示す。

被災市街地復興特別措置法

（施策における配慮）

第4条 国及び地方公共団体は、この法律に規定する大規模な火災、震災その他の災害を受けた市街地の緊急かつ健全な復興を図るために施策の策定及び実施に当たっては、地域における創意工夫を尊重し、並びに住民の生活の安定及び福祉の向上並びに地域経済の活性化に配慮するとともに、地域住民、民間事業者等の理解と協力を得るよう努めなければならない。

市町村は、地区の復興まちづくりの実現化にあたり、これから的人口動態や高齢化等のまちづくりに影響を及ぼす要因を的確に把握するとともに、都市活動に伴う環境負荷の低減等の課題も踏まえ、人、都市、自然等の持続可能性を見据えることが重要であることを、被災住民にも理解してもらうことに努める。

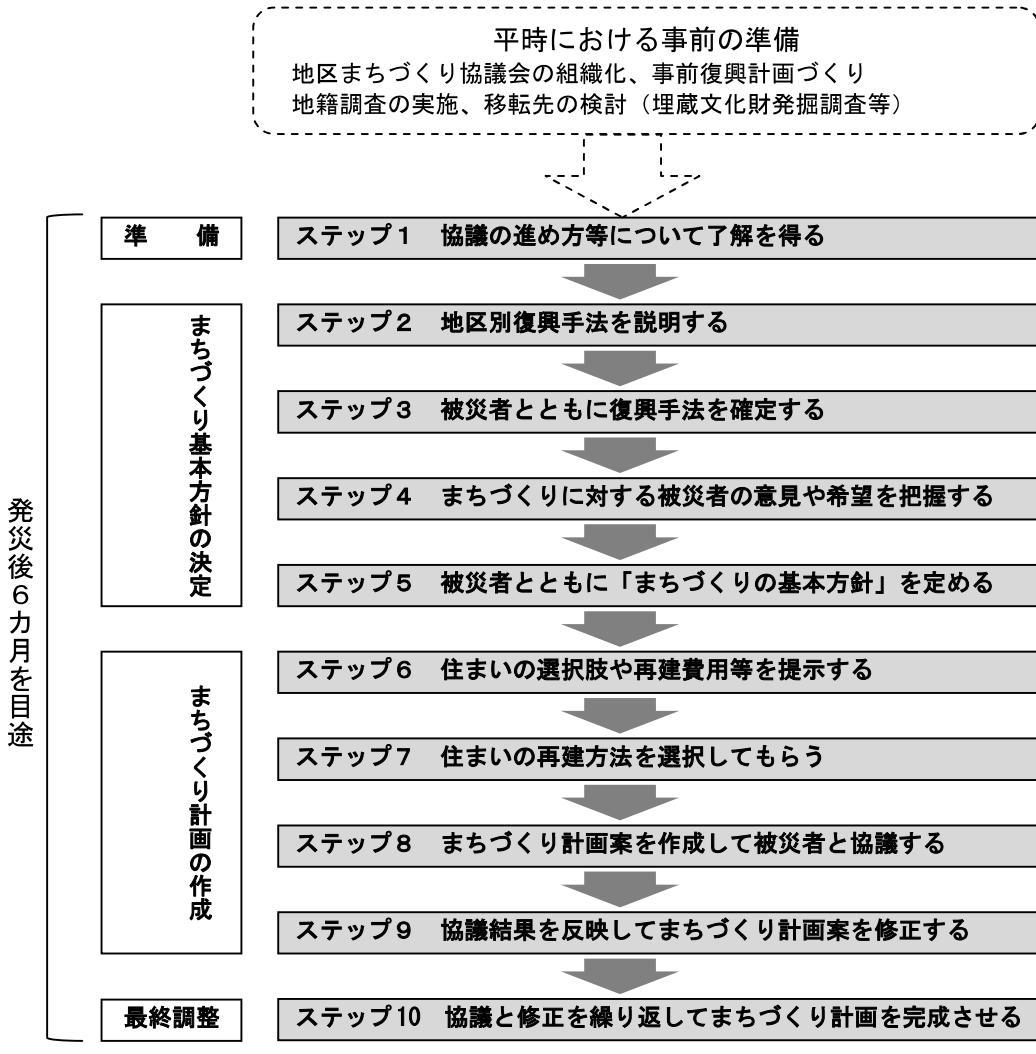


図4－2 復興まちづくり協議スケジュール

ステップ1 協議の進め方等について了解を得る

被災者との協議を開始するにあたり、協議対象地区の設定、協議のプロセスとスケジュール等について説明し理解を得るとともに、被災者自身による主体的な検討体制の整備を要請する。

ステップ2 地区別復興手法を説明する

協議対象地区に関する復興手法（「現在位置による復興」「移転による復興」）について、市町村が当該手法を選択した理由、ほかの方法で復興する場合との比較等を被災者に説明し、復興手法に対する被災者の意見や希望を把握する。

ステップ3 被災者とともに復興手法を確定する

被災者の意見や希望を踏まえて協議対象地区の復興手法を再検討し、検討結果について被災者と協議を行い、復興手法を確定する。

ステップ4 まちづくりに対する被災者の意見や希望を把握する

確定した復興手法に基づく復興まちづくりを進めるに当たって、被災者の復興まちづくりに対する意見や希望をより詳細に把握する。また、集団移転を予定している地区については、移転跡地の土地利用についても市町村としての計画案を提示しながら、被災者の意向を把握する。

ステップ5 被災者とともに「まちづくりの基本方針」を定める

被災者の復興まちづくりに対する意見や希望を踏まえ、被災者と市町村とが共有できる「まちづくりの基本方針」を決定する。

ステップ6 住まいの選択肢や再建費用等を提示する

住まいの再建に関する支援措置や概算費用等について、できるだけ確度の高い情報を具体的な数字を使って提示するとともに、災害公営住宅に関する計画内容や想定家賃を提示する。被災者に住まいの選択肢を示し、住まいの再建方法を検討してもらう。

ステップ7 住まいの再建方法を選択してもらう

個々の被災者と個別面談を行い、各被災者に応じた住まいの再建費用等を提示しながら復興後の住まいの再建方法を選択してもらい、まちづくり計画作成の基礎情報とする。

ステップ8 まちづくり計画案を作成して被災者と協議する

ステップ5で定めた「まちづくりの基本方針」と各被災者の住まいの再建方法を踏まえ、まちづくり計画案を作成し、被災者と協議を行いながら計画案に対する被災者の意見や希望を把握する。

ステップ9 協議結果を反映してまちづくり計画案を修正する

まちづくり計画案に対する被災者の意見や希望を踏まえて必要な修正を加え、被災者と協議を行う。

ステップ10 協議と修正を繰り返してまちづくり計画を完成させる

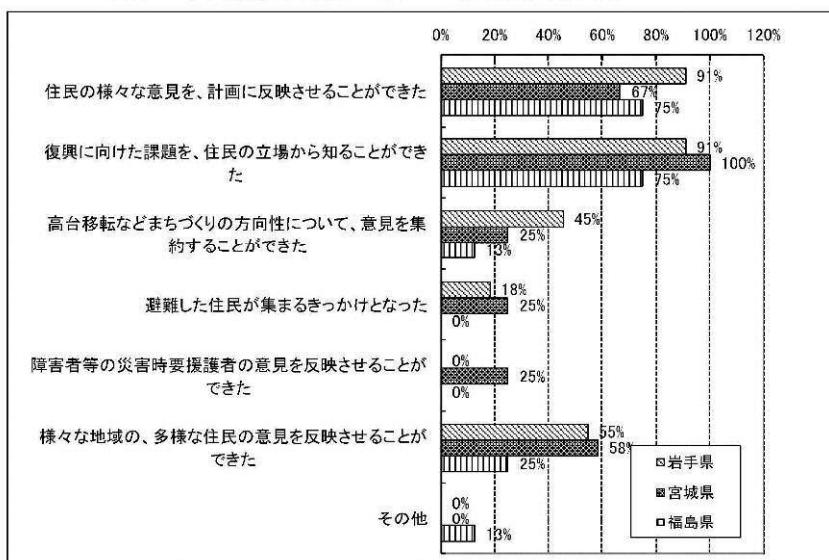
被災者との協議とまちづくり計画案の修正を繰り返し、まちづくり計画を完成させる。

合意形成には、まちづくりコンサルタント等の活用が望ましい。

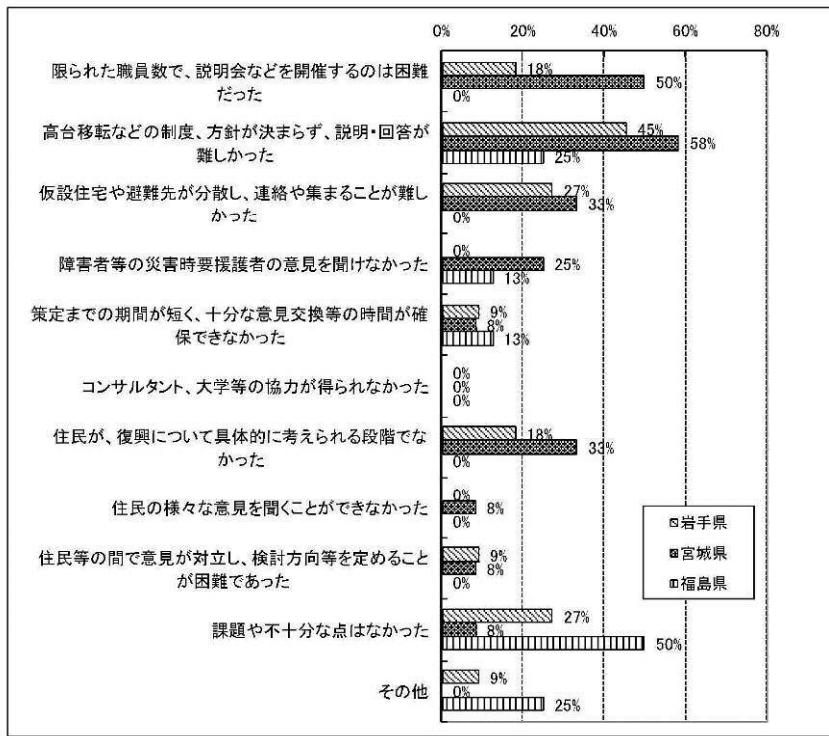
【東日本大震災における復興計画策定の取組事例 その2】

住民説明会等を開催することで良かった点として、「復興に向けた課題を、住民の立場から知ることが出来た」「住民の様々な意見を、計画に反映させることができた」を挙げる団体が多い。一方、不十分だった点として「高台移転等の制度、方針が決まらず、説明・回答が難しかった」「限られた職員数で、説明会等を開催するのは困難だった」を挙げる団体が多い。

図表 38 住民説明会等を開催した良かった点（県別、複数回答）



図表 40 住民説明会等の課題、不十分だった点（県別、複数回答）



出典： 内閣府「東日本大震災における被災地方公共団体の復興計画の分析調査報告書（H24.3.）」

④地区の復興まちづくり計画の策定

市町村は、復興都市計画事業等の円滑な事業推進のために、地区における「都市の復興」の計画として、地区の復興まちづくり計画を策定する。

市町村は、事前復興計画等、発災以前に作成した計画を参考にして、地区的まちづくり協議会に対して、復興まちづくり計画（案）を提示する。復興まちづくり計画（案）をたたき台として協議会と市町村が協働で検討や調整を進め、取りまとめていくことを基本とする。

なお、被災住民との早期の合意形成に向けて、計画の取りまとめに際しては、まちづくりコンサルタント等の活用が望ましい。

【〇〇市〇〇地区復興まちづくり計画の構成（例）】

発災後6ヶ月を目途

平成〇年〇月〇日

〇〇市〇〇地区復興まちづくり計画

1 計画区域

被害の分布状況を基に、既定計画や街区構成、地元組織（町会・自治会、協議会等）の区域等を踏まえて以下の内容を整理し、作成する。

a 位置 b 面積

2 地区の現況

(1)被災前の状況の整理

a 既存データでの地区特性 b 既存計画でのまちづくり計画 c 用途地域図
 d 土地利用現況図 e その他（当該地区を特徴づけるもので復興に関係するもの）
 f 統計データ（人口、世帯数等）g まちづくり活動の有無、活動内容等

(2)被災状況の整理

家屋等被害状況調査の結果を活用する。

3 整備の目標及び方針

事前復興計画、都市計画マスタープラン等の計画を踏まえて、以下の内容を整理、作成する。

a まちの目標 b まちづくりの方針

4 骨格プラン

以下の内容を整理、作成する。

a 地区の拠点 b 地区の軸

5 分野別方針

都市計画及び導入事業を踏まえて、以下の内容を整理、作成する。

a 土地利用の方針 b 都市施設の整備方針 c 市街地復興の基本方針

6 事業手法

7 計画図

(2) 現在位置による復興手続き

①現在位置による復興事業の検討

市町村は、大震災からの復興における国や県の特例措置を確認しながら、被災市街地復興推進地域を基本として、被災市街地土地区画整理事業を中心とした施行地区等の検討を行う。

i) 施行地区の検討

施行地区の設定にあたっては、被災地域の復興のみならず、中心市街地の活性化、密集市街地の解消等、発災以前からの地区の課題解消を図ることも必要である。

具体的には、「土地区画整理事業運用指針（H13.12）国土交通省」に基づき、中抜き施行地区、飛び施行地区及び段階的な施行地区の設定等、都市計画における位置づけ及び実現可能な事業の両面から適切に設定することが望ましい。

ii) 嵩上げに関する検討

土地区画整理事業において実施する市街地の嵩上げについては、津波防災上必要最小限なものに限られることはもちろんであるが、盛土そのものに時間を要することや、盛土した市街地と水産業等の地域の基幹産業の場である海岸部との連携等、住民の安全確保と生活維持（産業）のバランスについて配慮する必要がある。

また、復興後の財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることや環境に配慮した低炭素型のまちづくりの観点から、新たに嵩上げし安全性を確保する市街地は、一定程度の人口密度を有するよう誘導（居住誘導区域の設定）することが望ましい。

さらに、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通等も含めて都市全体の構造を見直し、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の考え方で進めていくことが望ましい。

iii) 大震災における特例措置

土地区画整理事業は、公共施設と宅地を一体的・総合的に整備する手法として、阪神淡路大震災及び東日本大震災等の復興局面において、特例措置の実施もあり、多く活用された。大震災からの復興においては、特例措置の有無を確認する必要がある。

②復興都市計画事業等の都市計画決定

市町村は、発災後6ヶ月を目途として、地区の復興まちづくり計画に基づき、復興都市計画事業の都市計画決定を行う。

市街地開発事業等の都市計画決定は、被災者の生活再建に十分配慮し、被災市街地復興推進地域における建築行為等の制限期間（被災後最長2年）にとらわれず、できる限り速やか（被災後6ヶ月を目途）に行う。

市町村は、地区の復興まちづくり計画に基づき、復興都市計画事業の都市計画決定を行う。都市計画決定の手続きは、通常の都市計画決定と同様とする。（P71 参照）

市街地開発事業等の都市計画決定に併せ、被災地区と周辺地区を結ぶ幹線道路及び防災拠点となる近隣公園等、必要な関連都市施設についても都市計画決定する。なお、区画道路や街区公園等については、地区の骨格的な都市基盤施設の都市計画決定のあと、地区のまちづくり協議会での更なる検討を踏まえ、適切な時期に都市計画に定めることも考えられる。（段階的な都市計画決定）

また、改正都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の区域等についても検討することが望ましい。

立地適正化計画の策定

立地適正化計画の区域等

立地適正化計画には、区域を記載する他、基本的な方針、その他必要な事項を記載するものとします。

○区域の設定（必須項目）

- 立地適正化計画の区域は、都市計画区域内でなければならず、都市計画区域全体とすることが基本となります。
- また、立地適正化計画区域内に、居住誘導区域と都市機能誘導区域の双方を定めると共に、居住誘導区域の中に都市機能誘導区域を定めることができます。

○基本的な方針（必須項目）

計画により実現を目指すべき将来の都市像を示すとともに、計画の総合的な達成状況の把握ができるよう、定期的な目標を設定することが望ましいです。

○都市機能誘導区域

○区域の設定（必須項目）

- 都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心機能や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

○誘導対象（必須項目）

- 誘導対象とは、都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき都市機能誘導対象です。
※居住者の立地の選択や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の整備に差し障りのないもの。

○居住誘導区域

○区域の設定（必須項目）

- 居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。

○跡地等管理区域

○区域の設定（任意項目）

- 空き地が増加しつつあるが、相当数の住宅が存在する既存集落や住宅団地等において、跡地等の適正な管理を必要とする区域です。

○駐車場配置適正化区域

○区域の設定（任意項目）

- 歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための駐車場の配置の適正化を図るべき区域です。

特例措置

支援措置・税制措置

[出典：国土交通省 HP] 立地適正化計画の意義と役割～コンパクトシティ・プラス・ネットワークの推進～。

<http://www.mlit.go.jp/common/001050341.pdf>

105

③復興都市計画事業の推進

事業主体である市町村等は、住民、民間事業者、行政の各役割分担を明確にし、各役割に基づく責任のある主体的な事業参画が進むよう、適切な取組を行う。

i) 基本的な考え方

復興事業は市町村が事業主体となるが、事業内容によっては組合等も事業主体になり得るため、必要に応じて早期の段階から調整を図る。

事業の推進にあたっては、復興のための特例措置の活用とともに、必要な財源の確保等についての関係機関との調整を図る。県は、必要に応じて、国に対して法制度の整備や特例措置等についての提案を検討する。

ii) 留意事項

市町村等の各事業主体は、復興事業の推進プロセスは平時と同じであるものの、事業の緊急性を常に意識して円滑に事業を進める。

大規模な被災の場合は、被災市街地復興特別措置法に基づく都市計画事業に対する特例措置が講じられる。また、他にも復興のための特別な措置が講じられ、それらを活用しながら迅速に復興都市計画事業を進める。

なお、第二次建築制限（2カ月以内）を行わなかった復興促進地区または復興誘導地区においても、事業実施に併せて特例措置適用を行いたい場合、2カ月の期間を超えて、被災市街地復興推進地域を都市計画決定することも可能である。

復興事業計画の検討・作成にあたっては、当該地区の権利関係の整理が必要であり、土地及び建物課税台帳や土地及び建物登記簿によって整理を行うことが必要となる。「事前の準備」として、市町村は、地籍調査等を計画的に進めるよう努める。

なお、事業認可の手続きは土地区画整理法に基づき、別途必要となるため、迅速かつ円滑な事業立ち上げに向け、都市計画決定段階から事業認可までに必要となる調整等のスケジュールについて十分に検討することが望ましい。

[土地区画整理法に基づく事業認可等]

高知県土木部都市計画課

住所：〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号（本庁舎6階）

TEL：088-823-9863（市街地整備担当直通）、[72-9863：防災行政無線]

FAX：088-823-9349

MAIL：171701@ken.pref.kochi.lg.jp

表4－1 被災市街地復興特別措置法に基づく特例措置の概要

項目	特徴	
土地 区 画 整 理 事 業	施行者 (特措法第6条 第2項、3項等)	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村が土地区画整理事業を実施する。ただし、組合等により土地区画整理事業が実施される場合はこの限りでない。 ○上記の場合、県は当該市町村と協議の上、当該土地区画整理事業を実施することができる。また、実施区域の面積が5ha以上であれば、地方公共団体からの要請を受け独立行政法人都市再生機構も実施できる。
	復興共同住宅区 (特措法第11条 ～第14条)	<ul style="list-style-type: none"> ○事業計画に、被災市街地復興推進地域の復興に必要な共同住宅の用に供すべき土地の区域として「復興共同住宅区」を定めることができ、一定の要件を満たす権利者からの申出により、当該地区内に換地を定めることができる。
	清算金に代わる 住宅等の給付 (特措法第15、 16条)	<ul style="list-style-type: none"> ○地方公共団体、公団等公的主体が施行者である場合に限り、実施地区内の宅地所有者の申出に基づき、清算金に代わって住宅等の給付を行うことができる。
国庫補助制度	道路整備 特別会計補助	<ul style="list-style-type: none"> ○被災市街地復興推進地域内の地区についての面積要件は2ha以上。 ○補助基本額の対象となる都市計画道路の幅員は8m以上。 ○補助率は1/2。
	一般会計補助	<ul style="list-style-type: none"> ○被災市街地復興土地区画整理事業については、補助限度額とは別枠で仮設住宅等整備費が補助対象となり、また、公共用地増分に対する補助が拡充されている。 ○補助率は1/2。

(3) 移転による復興手続き

①高台移転による復興事業の検討

市町村は、大震災からの復興における国や県の特例措置を確認しながら、防災集団移転促進事業等の適用に向けて、移転先や事業計画の単位を設定するなど、合意形成上の大きな障害がないことを確認する。

i) 移転先

移転先の選定にあたっては、円滑な事業推進に必要な移転者、用地取得、法手続き、生活確保等の実現化の条件を整理し、合意形成上の大きな障害がないことを確認する。また、位置、安全性、経済性、利便性等の観点から地区選定の妥当性を明らかにする。

具体的には、以下の項目について検討し、合意形成上の大きな障害がないことを確認する。

- ア. 移転促進区域内の住民のうち、住宅団地に移転する住民が概ね確定している。
- イ. 住宅団地の位置、安全性（再度災害にあわない、孤立集落にならない等）、経済性（住宅団地の整備費用が適切である等）、利便性（日常生活の利便性、就業地へのアクセスが容易である等）の観点から適切である。
- ウ. 住宅団地用地の取得について、取得価格の根拠は適切であり、当該用地の地権者の合意を得る上で大きな障害はない。
- エ. 開発許可（林地開発許可含む）、農地転用、埋蔵文化財関係等の必要な手続きが進んでいる。
- オ. 住宅団地の持続可能性を担保する等の観点から、住宅団地における移転者の家族構成、年齢構成等も踏まえ、生活確保等の措置が適切に図られている。
- カ. 住宅団地の住宅敷地を移転者に対して譲渡するか、賃貸するかの方針が、概ね決まっている。

「イ」について、安全性を確保するために、土砂災害特別警戒区域、津波災害特別警戒区域、災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域は、移転促進区域に定めるべきではない。また、「エ」について、東日本大震災における事例による具体的な復興手続きなどを次頁以降に示す。

東日本大震災では、東日本大震災復興特別区域法に基づき、復興事業に関連する法定手続きについて、「復興整備協議会」における協議を活用することで、個別法において求められる関係者の協議・同意等を一括して処理できることとし、これにより個別法の手続きによることなく、ゾーニングの変更や許認可等がなされたものとみなす措置が行われた。

表4－2 東日本大震災における主なワンストップ処理の手続きの概要

対象手続 (関係個別法)	協議会協議等の手続 (〔 〕内は協議会に構成員として加える者)	協議等に必要な書類
開発行為等の許可 (都市計画法)	・協議会協議+都道県知事の同意	<ul style="list-style-type: none"> ・復興整備計画の関係部分 ・様式第10（法第49条第4項第1号に関する事項に限る。） ・様式第11（法第49条第4項第2号に関する事項に限る。）
農地転用の許可 (農地法) ※2ha超の農地転用が必要な土地利用方針を記載する場合(大臣の許可)	・協議会協議〔農林水産大臣、都道県知事〕+農林水産大臣の同意	<p>[法第46条第1項第1号の地域]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用方針 ・様式第8（農地に係る調整様式） <p>[その他の地域]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用方針 ・復興整備計画の関係部分 ・様式第9（事業に関する事項） <p>※法第46条第1項第2号の地域は上記に加え様式第8</p>
農用地区域における開発行為の許可 (農業振興地域の整備に関する法律)	・協議会協議〔都道府県農業会議〕+都道県知事の同意	<ul style="list-style-type: none"> ・復興整備計画の関係部分 ・様式第14
地域森林計画の対象民有林における開発行為の許可 (森林法)	・協議会協議〔森林・林業の学識経験者〕+都道県知事の同意	<ul style="list-style-type: none"> ・復興整備計画の関係部分 ・様式第15

出典：復興庁「復興整備計画 作成マニュアル H26.5」

今後発生が懸念される大規模災害においては、大規模災害からの復興に関する法律第12条から第14条までに基づき、同様の措置が行えることになっている。

開発行為や農地転用については、各々許可基準に従って手続きが行われるため、関係各課と事前に内容の調整を図るものとする。

また、高知県の沿岸地域には、自然公園があり、自然公園法・高知県立自然公園条例に基づく手続きが必要となる場合がある。

詳細な手続きについては、関係各課へ確認すること。

**大規模災害からの復興に関する法律
(土地利用基本計画の変更等に関する特例)**

第十二条 [～省略～(P72参照)]

2 特定被災市町村等は、協議会が組織されている場合において、復興計画に前項各号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、同項各号に定める事項が次の各号に掲げる事項であるときは、それぞれ当該各号に定める者の同意を得なければならない。ただし、内閣府令で定める理由により会議における協議が困難な場合(以下単に「会議における協議が困難な場合」という。)は、この限りでない。

- 一 前項第二号に定める事項 国土交通大臣
- 二 前項第三号に定める事項(都道府県が定める都市計画(都市計画法第十八条第三項に規定する都市計画に限る。)の決定又は変更に係るものに限る。) 国土交通大臣
- 三 前項第三号に定める事項(市町村が定める都市計画(都市計画法第十九条第三項に規定する都市計画のうち町村が定めるものに限る。)の決定又は変更に係るものに限る。) 特定被災都道府県知事(共同作成の場合を除く。)
- 四 前項第五号に定める事項 特定被災都道府県知事(共同作成の場合を除く。)
- 五 前項第七号に定める事項(森林法第二十六条の二第四項各号のいずれかに該当する保安林の解除に係るものに限る。) 農林水産大臣

[～省略～]

4 特定被災市町村等は、復興計画に第一項第三号又は第五号から第七号までのいずれかに定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公告し、当該事項の案を、当該事項を復興計画に記載しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 前項の規定による公告があったときは、特定被災市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された当該事項の案について、特定被災市町村等に、意見書を提出することができる。

6 特定被災市町村等は、前項の規定により提出された意見書(第一項第六号に掲げる事項に係るものに限る。)の要旨を、第二項の協議をするときは協議会に、第三項に規定する手続(同項第七号に定める手続に限る。)を経るときは都道府県森林審議会に、それぞれ提出しなければならない。

7 特定被災市町村等は、復興計画に第一項第三号に定める事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、次の各号に掲げる事項ごとに、それぞれ当該各号に定める者に第五項の規定により提出された意見書(当該事項に係るものに限る。)の要旨を提出し、当該事項について、それぞれ当該各号に定める者に付議し、その議を経なければならない。

一 第一項第三号に定める事項(都道府県が定める都市計画の決定又は変更に係るものに限る。) 都道府県都市計画審議会

二 第一項第三号に定める事項(市町村が定める都市計画の決定又は変更に係るものに限る。) 市町村都市計画審議会(当該特定被災市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないとときは、特定被災都道府県の都道府県都市計画審議会。第十八条第五項第一号において同じ。)

8 復興計画に第一項第三号に定める事項を記載しようとするときの手続については、この法律に定めるもののほか、都市計画法(同法第十六条第一項並びに第十七条第一項及び第二項、第十八条第一項から第三項まで並びに第十九条第一項及び第二項(これらの規定を同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)を除く。)その他の法令の規定による都市計画の決定又は変更に係る手続の例による。

9 第一項各号に定める事項が記載された復興計画が第十条第六項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る土地利用基本計画の変更等がされたものとみなす。

東日本大震災では、震災復興に伴う埋蔵文化財発掘調査を迅速にするため、一定の特例措置が行われた。具体的には、復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いは、「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」(H10.9.29 庁保記第75号文化庁次長通知)を踏まえつつ、主として以下の弾力的な運用が図られた。

- ・周知の埋蔵文化財包蔵地内であって、従前の分布調査等によって知見がある場合は、原則、試掘・確認調査を要しないものとする。
- ・被災前の規模・構造を大きく改変しないで行われる建物その他の工作物の復旧の場合は、原則、発掘調査を要しないものとする。

こうした東日本大震災における教訓を踏まえ、特例措置の有無に依らない迅速な復興を行うためにも、埋蔵文化財の有無を確認しながら、平時から移転先を検討することが望ましい。

【埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について H10/9/29 庁保記第75号通知】

三 開発事業との調整について

(一) 関係部局との連携体制の確保による計画の早期把握

各地方公共団体における開発事業等に対して指導等の行政を担当する部局との間の連携を強化し、各部局に関する開発事業計画の早期把握と適切な事前調整に努めること。

(二) 事業者との調整

事業者との間で開発事業計画と埋蔵文化財保護との調整を行うに当たっては、次の各事項に留意する必要がある。

- ① 事業計画が把握された場合は、速やかに事業者との具体的な調整を開始すること。また、埋蔵文化財に係る調整は、当該事業に係る他の行政上の指導や手続きと並行して迅速に行うこと。
- ② 事業者との事前協議に当たっては、事業の計画や実情について十分了知するとともに、埋蔵文化財の保護についてよく説明して理解を得よう努めること。
- ③ 埋蔵文化財の範囲や性格等の把握が十分でない場合は、速やかに後述の試掘・確認調査等を行い、これを的確に把握した上で事業計画との調整を行うこととし、調整後に調整内容の変更等の事態を生じないよう努めること。
- ④ 調整により本発掘調査が必要となった場合は、その範囲・調査期間・経費等を提示し、十分に説明し理解を得ること。
- ⑤ 事業者との調整の経過等については、逐次記録し、調整の結果は協定書等にまとめること。

ii) 事業計画の単位

事業計画の策定は、一つの事業地区を単位として策定することも、市町村の区域全域を単位として複数の事業地区をまとめて一つの事業計画とすることも可能である。

一方で、事業計画の策定単位を大きくすると、合意形成を含めた事業計画変更の事務が繁雑になるなどの事業推進への弊害が生じる恐れもあるため、適切な事業単位とすることが必要である。

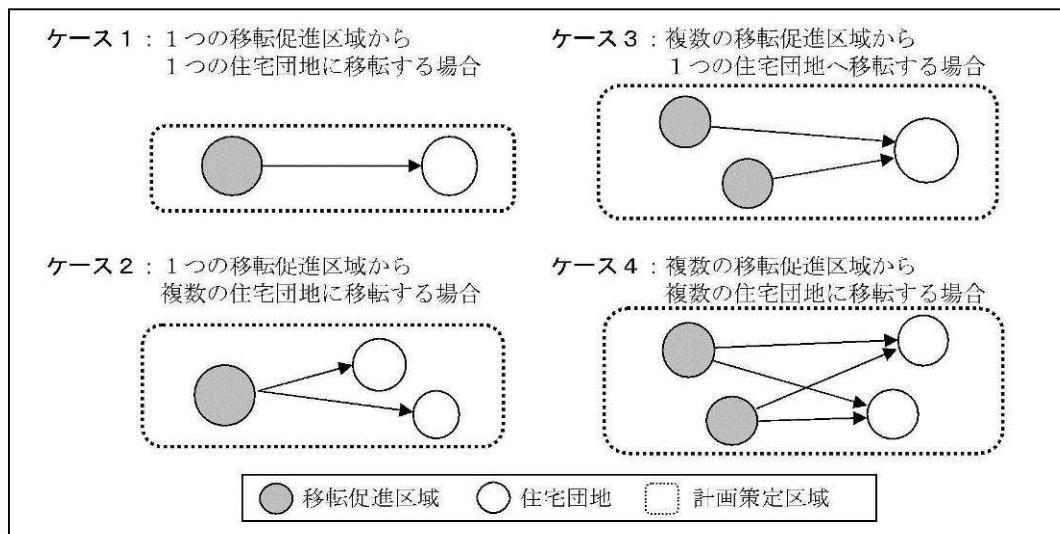


図4－3 防災集団移転促進事業計画の策定単位の考え方

出典：国土交通省「東日本大震災の被災地における市街地整備事業の運用について（ガイドンス） H25.9」

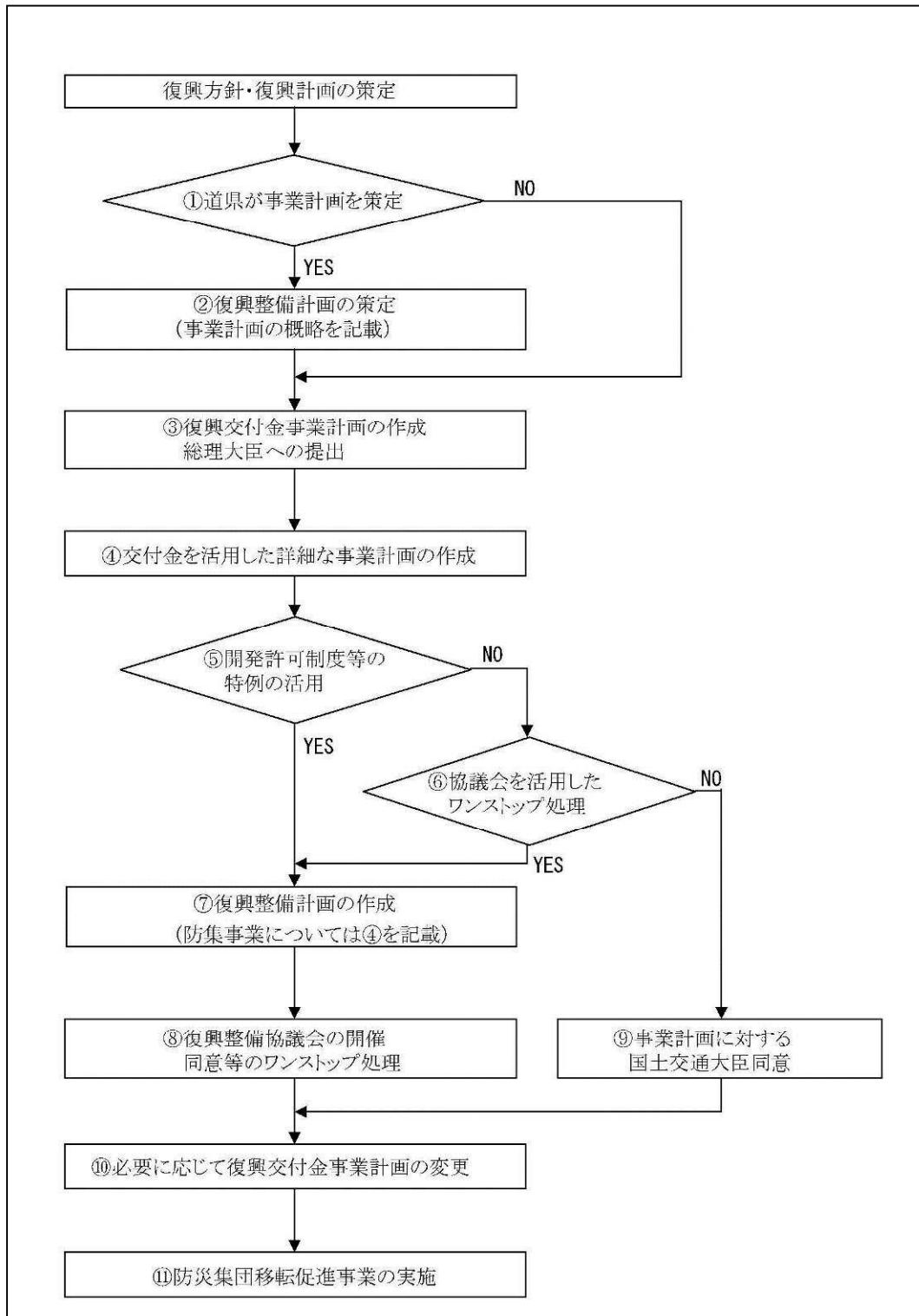
iii) 災害危険区域と移転促進区域

災害危険区域の指定、移転促進区域の設定が行われていない場合や指定・設定が行われていても、それを変更する必要がある場合については、移転先や事業計画の単位と合わせて検討する。

iv) 大震災からの復興における特例措置

新潟県中越地震による災害及び東日本大震災においては、移転先の住宅団地の最低規模を現行の10戸以上から5戸以上に緩和したり、一般地域よりも高い補助基本額を適用するなどの特例措置が行われた。また、復興交付金の創設に伴い、防災集団移転促進事業の手続きも示された。

【東日本大震災の被災地における防災集団移転事業の実施手続き】



出典：国土交通省「東日本大震災の被災地における市街地整備事業の運用について（ガイドンス） H25. 9」

②防災集団移転促進事業計画の作成

市町村は、移転促進区域の設定、住宅団地の整備、移転者に対する助成等について、国土交通大臣に協議しその同意を得て、発災後6ヶ月を目途として、集団移転促進事業計画を作成する。

市町村は、事業計画の策定にあたり、

- ①移転促進区域内の住民の意向を尊重する
- ②移転促進区域内にあるすべての住居が移転されることとなる
ように配慮しなければならない。

なお、東日本大震災においては、以下のような経費が補助対象となった。

- ア. 関係被災者の意向調査
- イ. 住宅団地の適地調査・測量及び用地取得価格の検討
- ウ. 住宅団地の整備構想の検討
- エ. 住宅団地の造成方法等の検討
- オ. 住宅団地における住宅の意匠・形態等に関するルールの検討
- カ. 住宅団地における住宅の生産方式の検討
(地域材活用・地元事業者活用等)
- キ. 移転促進区域内の土地の買取価格等の検討
- ク. 住宅団地における住宅敷地等の譲渡価格及び賃料の検討
- ケ. 関係被災者に対する広報
- コ. 事業計画の策定
- サ. その他事業計画の策定に当たって必要な事項

【防災集団移転促進事業計画の様式】

様式の記載事項		添付図等
表紙		
1 移転促進区域	位置図	
	区域図	
2 移転促進区域内にある住居の数等		
3 住宅団地及び 住宅敷地等の整備	(1) 住宅団地の整備	住宅団地ごとの土地利 用計画図
	(2) 住宅敷地等の整備	
	(3) 住宅敷地等の整備費用	
	(4) 住宅敷地等整備に係る補助対象経費	
	(5) 公益的施設用地の整備	
	(6) 公益的施設用地整備に係る補助対象経費	
4 移転者の住宅団地における住宅建設等に対する助成措置		
5 関連公共施設の整備		
6 移転促進区域内における宅地及び農地の買い取り計画及び利用計画		
7 移転促進区域内における建築制限その他の土地利用の規制		建築制限に係る条例 (案)
8 農林水産業に係る生産基盤の整備及び近代化施設の整備その他移転 者の生活確保		
9 移転者の住居の移転に対する補助		移転に対する助成に係 る要綱
10 集団移転促進事 業の実施に必要な 経費及び資金計画	(1) 総括表	
	(2) 住宅団地と候補地の比較表	移転促進区域及び住宅 団地候補地の位置の分 かる資料
	(3) 年度別計画	

集団移転促進事業計画の策定にあたっては、防集法第3条第2項で定めるべきとされている事項を踏まえ、上記の様式及び添付図等を作成することとなっています。次頁以降に示す各面ごとの留意点を踏まえ、集団移転促進事業計画の各様式を記入して下さい。

復興整備計画に集団移転促進事業計画を記載する場合も同様の様式を記入する必要があります。

出典：国土交通省「集団移転促進事業計画作成マニュアル H24.5」

③防災集団移転促進事業の推進

事業主体である市町村等は、住民、民間事業者、行政の各役割分担を明確にし、各役割に基づく責任のある主体的な事業参画が進むよう、適切な取組を行う。

i) 基本的な考え方

復興事業は市町村が事業主体となるが、事業内容によっては県等も事業主体になり得るため、必要に応じて早期の段階から調整を図る。

事業の推進にあたっては、復興のための特例措置の活用とともに、必要な財源の確保等についての関係機関との調整を図る。県は、必要に応じて、国に対して法制度の整備や特例措置等についての提案を検討する。

ii) 留意事項

市町村等の各事業主体は、復興事業の推進プロセスは平時と同じであるものの、事業の緊急性を常に意識して円滑に事業を進める。

(4) 復興まちづくりに関する参考資料

東日本大震災においては、既存事業への特例措置や新規事業の創設が行われた。

また、現在、高知県においては、南海トラフの巨大地震による津波に対応するため、従来の「逃げる対策」に加え、事前に高台へ移転することや現位置での高層化も視野に入れた検討が必要と考えられることから、全般的な検討を行っている。

市町村は、こうした復興のみならず、防災に関わる国や県の動向を平時から意識することに努める。

【現位置での高層化について】

1. 検討の前提

- ・一定以下の浸水深等で、現位置で高層化しなければならない理由がある場合
- ・想定される津波に耐えられるかどうかの技術的検討（国の技術基準等も活用）
- ・対策の実施にかかる地域での合意形成および行政による対象地域の指定

2. 検討対象

以下①～③について個別に検討を行った。

- ①個々の建物ごとの高層化（個別の盛り土、ピロティ化等）
- ②建物を集約して高層化
- ③盛土した上に個々の建物を再建築

3. 対象ごとの支援方策の考え方（案）と課題

- ① 個々の建物ごとの高層化（個別の盛り土、ピロティ化等）
 - ・考え方：高層化を誘導する地域を指定した上で、個々の建物を新築（建替え含む）する際に、ピロティ化等で必要な高さを確保するための工事費等の一部を支援することなどが考えられる。
 - ・課題：対象となる地域の指定、国・県・市町村での支援制度の検討
- ② 建物を集約して高層化
 - ・考え方：高層化を誘導する地域を指定した上で、建物を共同化して新築（建替え含む）する際に、人工地盤の整備等によって必要な高さを確保するための工事費等の一部を支援することなどが考えられる。
- ・国庫補助：優良建築物等整備事業（共同施設等に対して国が1/3 補助。現行制度では本県では高知市のみが対象）等の適用が考えられる。

（参考）同事業では既存建物の改修による津波避難ビル整備を対象に拡充（H24）

- ・課題：対象となる地域の指定、（優良建築物等整備事業を適用する場合、）県・市町村での支援制度の検討

③ 盛土した上に個々の建物を再建築

（盛土の規模等によっては面的整備事業を伴うことから、さらに制度の検討が必要）
（なお、①～③とも高台移転への支援とのバランスを考慮する必要がある。）

4. 今後の取り組みについて

- ・住宅等の現位置での高層化については、今後、南海地震対策課と住宅課を中心に引き続き制度化等の検討を行う。

出典：高知県「第4回 南海地震対策高台移転検討WG 資料」

【東日本大震災における土地区画整理事業等（特例措置）】

復興交付金が創設され、土地区画整理事業関連では以下の2項目が基幹事業に位置づけられた。

D-17. 都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）

事業概要

広範かつ甚大な被災を受けた市街地の復興に対応するため、それぞれの地域の復興ニーズに的確に対応し、被災市街地復興土地区画整理事業等により緊急かつ健全な市街地の復興を推進する

都市再生区画整理事業

- ─ 緊急防災空地整備事業 : 土地区画整理事業が予定される地区において、防災性向上及び土地区画整理事業の促進を図ることを目的に公共施設充当用地を取得し、緊急に防災空地を整備する事業
- ─ 都市再生事業計画案作成事業 : 土地区画整理事業を実施するための事業計画の案の作成に関する事業
- 被災市街地復興土地区画整理事業 : 大規模な灾害により被災した市街地の復興を促進するためにう土地区画整理事業等

補助対象・ 補助要件

○緊急防災空地整備事業

土地区画整理事業予定地において、緊急防災空地の用地を取得するのに要する費用（減価償却地区以外も対象）

○都市再生事業計画案作成事業

土地区画整理事業を実施するための事業計画の案の作成に要する費用

○被災市街地復興土地区画整理事業

区画道路、公園等の公共施設を用地買収方式で整備した場合の事業費等を限度額として事業を支援

津波防災整地費：津波により甚大な被災を受けた地域において、一定以上の計画人口密度（40人/ha）などの必要な要件を満たした場合に限り、防災上必要な土地の嵩上げ費用（津波防災整地費）を限度額に追加

交付団体

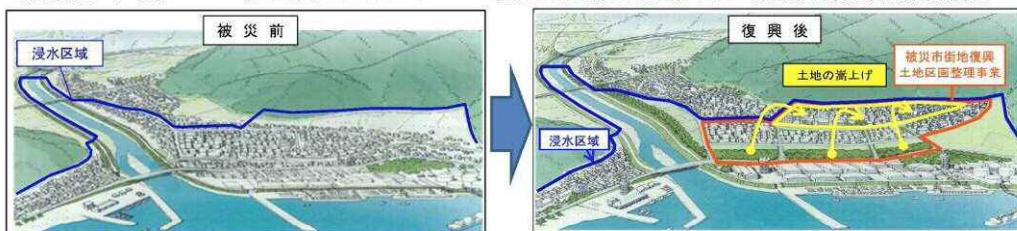
都道府県・市町村

事業実施主体

都道府県・市町村等

基本国費率

国:1/2、地方公共団体:1/2 ※別途、地方負担軽減措置を講じる。



D-18. 都市再生区画整理事業（市街地液状化対策事業）

事業概要

東日本大震災による地盤の液状化により著しい被害を受けた地域において、再度災害の発生を抑制するため、土地区画整理事業で行う道路・下水道等の公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策を推進する。

補助対象

○敷地境界、基準点等の混乱が著しい地域において、地籍整備と液状化対策を合わせて行う土地区画整理事業に対する支援（被災市街地復興土地区画整理事業の国費算定対象及び交付対象経費（道路、公園等の公共施設整備費等）に液状化対策事業計画に基づき実施される事業に要する経費として液状化対策推進工事費を追加）

補助要件

- ①液状化対策事業計画※の区域内で行うもの
- ②公共施設と宅地との一体的な液状化対策が行われていると認められるもの

※液状化対策事業計画の策定に当たっては、第三者の意見を求める機関として学識経験者から構成される委員会を設置し、当該計画に対して意見を聞くものとする。

交付団体

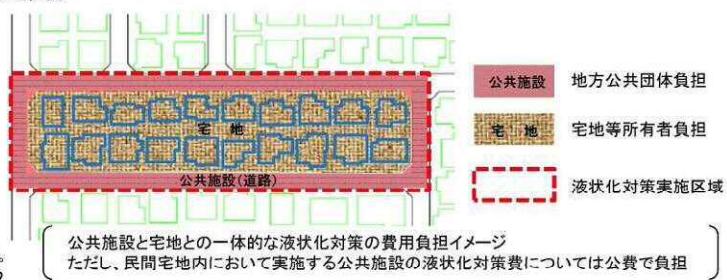
都道府県・市町村

事業実施主体

都道府県、市町村
又は土地区画整理事業組合等

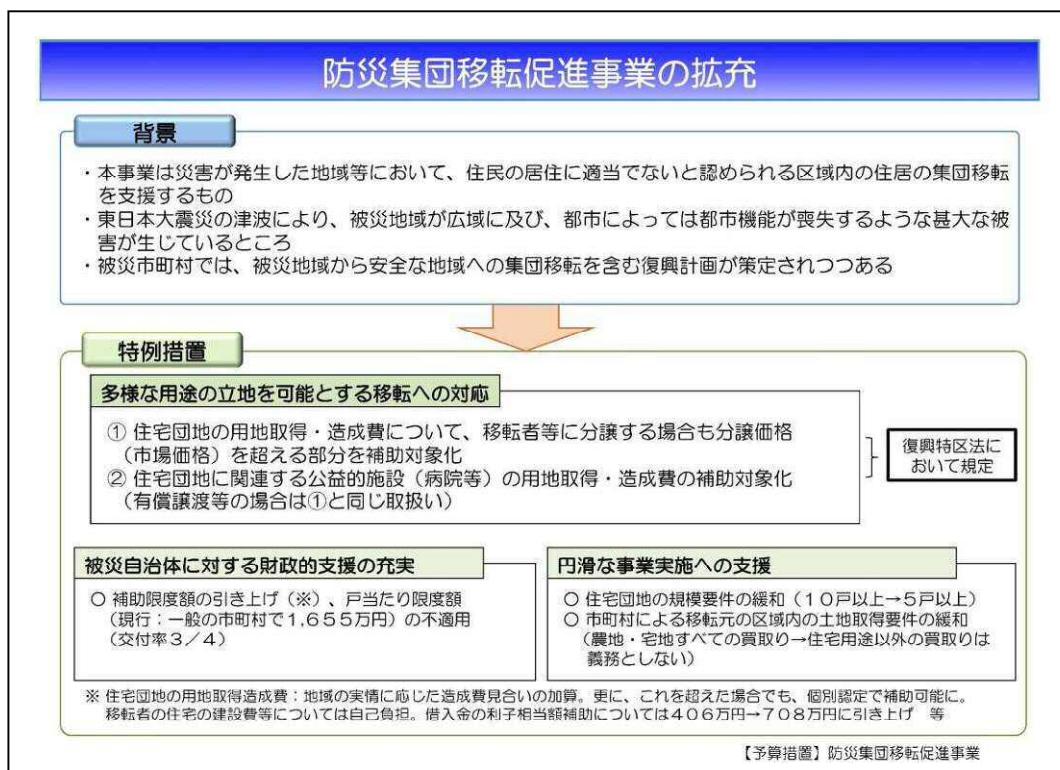
基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。
国:1/2、地方公共団体:1/2



出典：復興庁「東日本大震災復興交付金 基幹事業概要」

【東日本大震災における防災集団移転促進事業（特例措置）】



出典：復興庁「東日本大震災復興特別区域法資料」2015年4月

【東日本大震災における津波復興拠点整備事業の創設】



出典：復興庁「東日本大震災復興特別区域法資料」2015年4月

